

○宇都宮市キャンプ場条例

平成19年3月5日

条例第35号

改正 平成26年3月第2号

令和元年7月第2号

(設置)

第1条 野外活動を通して、市民の心身の健全な発達と明るく豊かな市民生活の形成に寄与するため、キャンプ場を設置する。

(名称及び位置)

第2条 キャンプ場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 宇都宮市高間木キャンプ場

位置 宇都宮市宮山田町地内

(使用許可)

第3条 キャンプ場を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

2 市長は、キャンプ場の管理上必要があると認められる場合には、前項の許可に条件を付することができる。

(使用の制限)

第4条 市長は、キャンプ場の使用が次の各号のいずれかに該当するときは、その使用を許可しない。

- (1) 公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
- (2) 施設又は附属設備をき損し、又は汚損するおそれがあるとき。
- (3) キャンプ場の管理上支障があると認めるとき。
- (4) その他市長が適当でないとき。

(使用料)

第5条 キャンプ場の使用許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用料を納付しなければならない。

2 前項の使用料の額は、別表のとおりとする。

3 使用料は、第3条第1項の許可を受ける際納付しなければならない。

4 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部又は一部を免除することができる。

5 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、その

全部又は一部を還付することができる。

(許可の取消し等)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、キャンプ場の使用を制限し、又はその許可を取り消すことができる。この場合において、使用者が損害を受けることがあっても、市はその責めを負わない。

- (1) この条例又はこの条例の施行規則に違反したとき。
- (2) 第4条各号の規定に該当するとき。
- (3) 第3条第2項の条件に違反したとき。
- (4) 詐欺その他不正な手段により第3条第1項の許可を受けたとき。
- (5) その他市長が管理上必要があると認めたとき。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成19年3月31日から施行する。

(上河内町の編入に伴う経過措置)

- 2 上河内町の編入の日前に、上河内町キャンプ場設置及び管理に関する条例(平成3年上河内村条例第15号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

附 則(平成26年3月24日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(令和元年7月3日条例第2号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

別表(第5条関係)

(平26条例2・令元条例2・一部改正)

区分		金額
テント(5人用) 道具一式	1張1泊	830円
持ち込みテント	1張1泊	410円
会場のみ使用の場合	1人当たり	100円

